

40620

教科書文庫

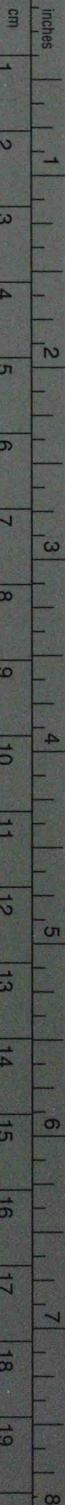
4
110
41-1926
20000 26908

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

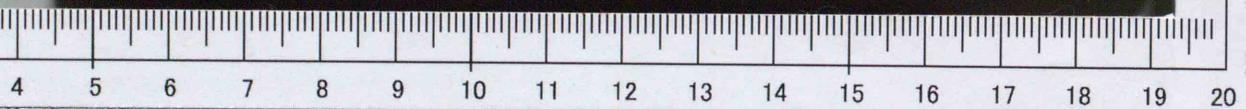
© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.0
N119
資料室

中等修身書

卷五



資料室

275.9
N:19

濟定檢省部文

用科身修校學中 日五十二月六年五十正大

文學博士西晉一郎著

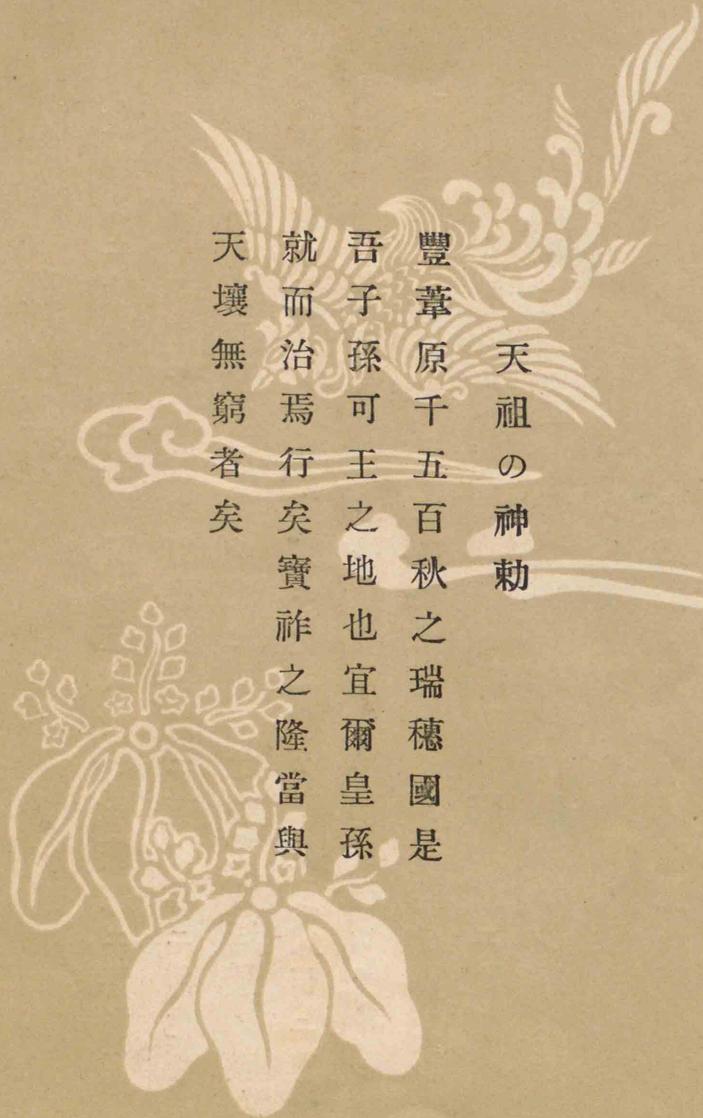


中等修身書

東京 修文館發兌

天祖の神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是
吾子孫可王之也宜爾皇孫
就而治焉行矣寶祚之隆當與
天壤無窮者矣



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

御名御璽



詔書

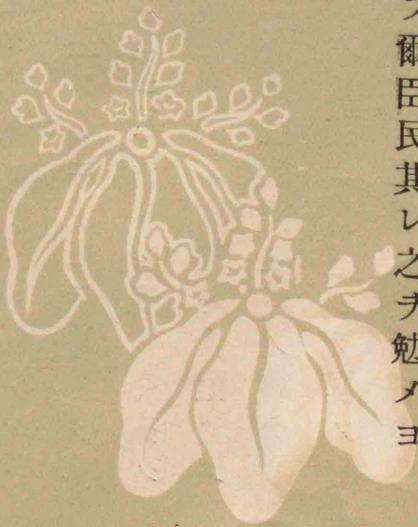
朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

大正十二年十一月十日

御名 御璽
攝政名



勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮
ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク
朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕
ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳
ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス
爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ
情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ
皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述
シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ
樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑洽ス

朕今丕績ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク
磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ
賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈
照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス
朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以
テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力
ヲ戮セ倍國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ
意ヲ體セヨ

大正四年十一月十日

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神
武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつ
ろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられ
て天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ
此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢な
りき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時あ
りては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大
凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至り
て文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左
右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひた

れとも打續ける昇平に狙れて朝廷の政務も漸文弱に
流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつ
となく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一
向に其武士とも棟梁たる者に歸し世の亂と共に政
治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治と
はなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽
回すへきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り
且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降
りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の
事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕
か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひ

しこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を
受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍
を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度
に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績
なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺徳なりとい
へとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重き
を知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更
め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の
制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる
所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕
親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫

孫に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を借にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け

我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述べむ
一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵

力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑
はず政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守
り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟
せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ
一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下
一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬する
のみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任
のものは舊任のものに服従すへきものそ下級のも
のは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義
なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の
者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬

禮を盡すへし又上級のものは下級のものに向ひ聊
も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を
主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱
ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せ
よ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下
を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍
隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪
人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古より
いとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇
なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當る

の職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさは
あれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣に
はやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍
人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練
り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす
大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大
勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接る
には温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ
由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌
嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこ
そ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道
にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍
の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言
を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信
義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得
へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初
に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立
てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあ
り悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非
を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて
も守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古

より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風

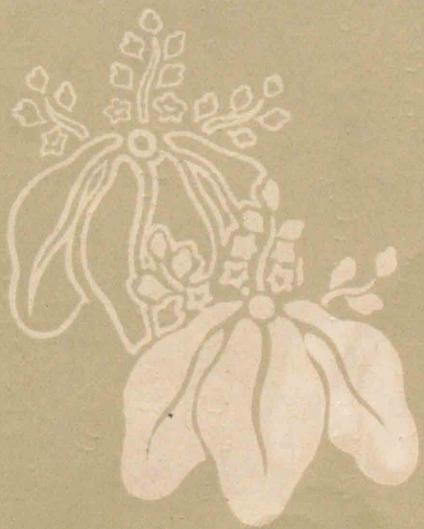
も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人

倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓
に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日
本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の憚のみなら
んや

明治十五年一月四日

御名



勅語

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚
ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一
誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此
聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢
弘シ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ
朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ皇考ノ慈育愛
撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ
信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍皇國ノ光威ヲ顯彰シ億
兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺

訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈奉公ノ志ヲ鞏
クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ
伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ
舉ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名御璽



中等修身書 卷五

目次

一	國民道德	一
二	國體の淵源	七
三	忠孝一致	二
四	武士道	六
五	祖先	三
六	家族制度	七
七	思想問題	三
八	社會問題	完

目次

type 類型 知識の対象
individuality 個性



國民的特色

中等修身書 卷五

西 晋一 郎 著

一 國民道德

物の齊しからざるは其の情なり。人心の異なる其の面の如し。地上の諸國民其の毛髮・面貌各異なるが如く、其の性情亦相異なり。其の天性既に相異なるが上に、長年月に亘る歴史的生活の多種多様は、益その國民的特色を鮮明にし、道德・學問・藝術・政治・教育より諸種の習慣・風俗に至るまで、その趣を異にするに至る。此の間民族の接

一 國民道德

目次

九	社會事業	………	四
一〇	個人主義と世界主義	………	四
一一	個人主義と世界主義	………	三
一二	自然法と道德法	………	六
一三	道德的感情	………	六
一四	古今の教訓	………	七
一五	古今の教訓	………	七
一六	公民	………	七
一七	道德の力	………	九
目次終			

觸と歴史の傳達によつて、東西古今の文物は大いに融合したれども、これ適ま文化を益、豊富にし益多様ならしむるに足るのみにて、人類の生活は決して一樣とならず。而してこれ又實に人生の趣味の盡きざる所以にして、物の單調一律となるは其の衰退、其の分殊は其の發展なりといふべし。

等しく文化と稱する中にも、宗教は往々同一信仰數多の國民間に廣まり、藝術に於ては外來の繪畫・建築・文學・音樂を賞觀珍重し、又衣食・遊戯等の習風他國より傳はるもの少からず。特に科學に至つては國によつて異なるものにあらず。科學の應用によつて興れる物質的文明は

人種の道德的
生活は國民道
徳

世界を通じて殆ど同様の觀を呈す。然るに道德的風習に至つては、國々其の趣を異にして同一なるを得ず。これ道德は深く國民の性情に根ざし、遠く歴史の源泉より發して、國民的生活統一の中心となり、政治・法律の根柢をなすものなればなり。國民獨特の精神も此所に宿り、其の理想も此所に生ずるなり。夫れ人は特殊の宗教的信仰を抱かざるを得るも、一日も道德に外るゝこと能はず。人は藝術家たらざるを得るも、藝術家も道德に外るべからず。人は學者たらざるを得るも、道德なくしては人たるを得ず。西諺にも「道德に休日なし」といへり。人として生を送るには、道德を離れ得ざることを魚の水に於ける

が如し。道德はかくの如く眞の人生そのものなる故、人生の特色も最もこゝに現はれ、人類の道德的生活は實に其の國々の國民道德に外ならざるなり。

然れども又人の人たる道は一あるのみ。孔子曰く、言忠信、行篤敬なれば蠻貊の邦と雖も行はれん。言忠信ならず、行篤敬ならざれば州里と雖も行はれんや」と。忠信篤敬が萬國に通じて人の道なること、たとへば善く咀嚼し善く運動することの萬人に通ずる健康の道なるが如し。然れども或は米を食ひ、魚菜を食ひ、或はパンを食ひ、獸肉を食ふは、國土民族によりて異なり。或は登山或は漕艇、或は野球各、其の好む所に従ふ。英國民は自他諸共

國民道德の中
心

に幸福ならんことを計るを道德の眼目となすものなり。而して自他一般に幸福に生活せんと欲するものは、言は信實にして虚偽なく、行は篤敬ならざるを得ず。我が國民は忠孝を道德の中心となす。而して忠孝の心あるほどのもの、何ぞ虚言を吐き輕薄驕慢の行あらんや。これを以て推して知るべし、國民道德の特色あるに拘らず、萬國道德は一なりといふを。然れども我が國に於ては自他の共存共榮を道德の主眼となし得ざること、恰も英國に於て忠孝を以て諸徳目の統一點となし得ざるが如し。これ國情各異なればなり。其の外箇々の徳目について、たとへば一身を持するに獨立自尊を以てすると、恭儉

己を持するとは徳風大いに異なるものあり。しかも夫の自尊は慢心にあらず、この恭儉は卑屈にあらざれば、歸する所は遂に一ならざるを得ず。男女の間に或は愛を説き或は別を教ふ。これ道德的風習の相違なれども、よく其の意に達すれば、別によつて眞の愛情を得べく、眞の愛情は自ら正しき秩序を生ずべし。凡そ此等の相違は、國民的生活全體の特色より起るものなれば、遽かに其の一二を擇み取つて我に用ふべからず。諸の徳目は其の國民に於て合して特色ある一全體をなすものと知るべし。

二 國體の淵源

皇室國土國民
は初めより一
體なり

我が建國の状態は神代史に於てこれを髣髴し得、建國の精神は天祖の神勅に見ゆる事は我等既にこれを學べり。伊弉諾伊弉册二神の御國産の傳説は、皇室と國土との本原的同一體なることを語るものなり。故に又此の國土に生くる民族も皇室と同一體なり。皇室・國土・國民は當初より同一體にして、各他より來つて結合せるものにあらず。従つて此の國土・國民は皇室と共に終始するものなり。抑も修理固成の神は即ち此の國土・民人の創始者にして又統治者なり。統治者これを君と稱し、創始

者これを父と稱す。天壤無窮の神勅は一は天胤の永く此の國土に君臨し給ふことを宣し、一は皇室の民族の宗にて在ますことを示す。即ち三種の神器は天位の信にして、寶鏡は親子の一體なるの象となし給ふ所なり。故に忠孝は建國の大本なり。

皇室が姓を有し給はざる理

我が民族は分れて多くの氏族となり各其の職を以て朝廷に事ふ。民族の宗たる皇室は、これに對するもの、これと區別すべきものなければ、自ら姓氏を有ち給はず。古今東西、凡そ帝王たるもの姓氏なき能はざるは、其の國土・民族の中にこれと對立し得るものあるを以てなり。其の國土を開き、其の民族の宗たるものは、即ち其の國土

建國の精神の一は民命を養ふにあり

民族の全體を代表するが故に、これと相對するものなし。而してこれ獨り我が皇室に於てのみ見る所なり。

天祖の位を皇孫に傳へ給ふとき、嘉穀の種を授けて萬民生活の資となさしめ給へり。皇室に於て嘉穀と宣ふは稻のことなり。これ稻は皇室の最も愛重し給ふ國民の生命を養ふものなればなり。而して其の種は天祖の授け給へる所なれば、建國の精神の又民命を養ふにあることを知るべし。新嘗祭は即ち新穀を烹熟して天祖に供し奉る所以にして、我が邦最高の祭たる大嘗祭は即位禮に續いて行ひ給ふ新嘗祭に外ならず。これ皆國民生命の根源を忘れざるなり。

神聖の語は皇室に對してのみ稱せらる

夫れ神勅は國體の大本を建て、忠孝の大訓を萬世に垂れ給ふ所なり。三種の神器は仁と明と威との君徳を象どるものなり。民人の食の本は、天孫此の土に降臨し給へるとき携へさせ給へる所なり。歴代の天皇は天祖の胤を以て天祖の意を承け、かの君徳を修めて國民を愛養して大孝を申へ給ひ、臣民は國初以來、君に忠、親に孝の大道を實行して、皇室を翼賛し奉り、國土を愛護し來れり。我が國體の淵源遠しといふべきなり。實に皇位は天津日嗣の御位なり。天胤にまします天皇はあきつかみ(明津神)ともあらひとかみ(現人神)とも又あらみかみ(現御神)とも申し奉る。柿本人麿のかの名高き長歌の初にも「や

國祖、家祖

すみしし、我が大君、神ながら、神さびせずと、芳野川とあり。我が國に於て嚴密なる意味を以て神聖といふ語を用ふるは、只皇室に對し奉りてのみなり。抑、吾等は天祖建國の大道によりて生く。而して惟神の道とも皇道ともいふも、亦畢竟此の大道に外ならず。

三 忠 孝 一 致

國體の淵源に就いては既に之を述べたり。夫れ國あれば必ず家あり。これを國祖といふ。家は皆祖に本づく。祖に反り祖に報ゆるを孝といふ。皇室は國の本、國

民の宗なれば、皇室に忠なるは國祖に孝なることなり。又吾等の祖先は世々皇室に忠を盡し來れるが故に、我等が今日皇室に忠なるは祖先の志を志とし、祖先の事を述ぶる所以なれば、即ち家祖に孝なるなり。故に畏くも勅語に「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と教へ給へり。吉田松陰曰く「人君民を養ひ以て祖業を續ぎ、臣民君に忠にして以て父の志を繼ぎ、君臣一體、忠孝一致、唯吾國を然りと爲す」と。天皇の孝は民を養ひ給ふにあり。臣民の孝は君に忠なるにあり。又家祖に報ゆるも孝、國祖に報ゆるも孝なれども、家の本は國にある故、國祖に報ゆる孝、即ち皇室に忠なるを根本とす。

祖に反り報ゆるの心

忠孝の別なる所以

故に忠も孝も皆吾が生命の本たる祖に反り報ゆる心なり。生命の本に反り見れば、吾がもの顔に振舞ふべき何物も吾にあるなく、吾が身を舉げて悉く家國の恩惠なることを知つて感謝の心生ずるなり。この心を又誠ともいふべし。親に孝なるを移して以て君に忠なりとは、この誠の心に於て一なるをいふ。藤田東湖曰く「忠孝は名教の根本、臣子の大節にして、忠と孝とは途を異にするも歸を同じうす。父に於ては孝と曰ひ、君に於ては忠と曰ふ。吾が誠を盡す所以に至つては一なり」と。又曰く「忠孝一本なり」と。これ忠孝の心について言へるなり。忠孝の一なるを所以は既に述べたり。忠孝の別なる

所以如何。凡そ萬物皆秩序法則あらざるなし。凡そ物、その秩序法則に違へば衰滅するを免れず。草木鳥獸を見ても知るべし。人間社會も秩序によつて存立するこゝとを得。秩序の根本は統一するものと統一せらるゝものとの亂れざるにあり。この統一者の地位に立つものは國によつてさまざまなれども、其の地位の堅固ならざるに従つて國の統一は破れ易し。我が國に於ては統一者は君にましく、君臣の分嚴乎たるが故に國は長安久治なり。君をいづくまでも君とし奉る、これを忠君とす。君臣の分はすべての分の本なり。分とは即ち人々の守るべき地位、行ふべき職能のことなれば、これ國家秩

皇室と臣民との關係
情義兼ね行はる

忠君愛國の一致

序の行はるゝなり。
次に萬物は皆同氣相求め同類相通ずるものなり。地上の生類は相通じ、人類は尙更相通じ、人類の中にも同種同族は特に親しく相通ず。而して其の最も親しく相通ずるものは父子祖孫なり。故に親子は情の最も至れるものなり。萬物は秩序法則によりて差別せられ統一せらると共に、情によりて平等に相通ず。君臣は義の大きなものなり、父子は情の至れるものなり。情義兼ね行はれて人生は全し。我が皇室と臣民との關係は實にこの二者を兼ねるものなり。
外國の歴史を見るに忠君と愛國とは必ずしも一致せ

ず。民心王家を離るゝことありとも、祖國の愛は渝らず。甚しきは國土・民人を護るために王を放ち或は殺せるものあり。吾等にあつては皇室・國土・國民はもと同一體なれば、忠君愛國は異名同實なり。これ又我が國體の萬邦に冠絶する所なり。

四 武士道

國民の武勇

我が國は古來尙武の國と稱せらる。天祖の雄々しき御有様は畏くも我が國民の氣象を表はし給ふ。皇孫降臨のときは武神奉仕せり。中國を平定し給へる人皇第一代の君を神武と謚し奉るも故あることなり。上古は

兵權常に朝廷にあり。日本武尊の武略、神功皇后の威を海外に輝かし給へるなど皇室の威烈のほど申すも畏し。物部氏・大伴氏武臣として世々朝廷に仕へ、勇武の精神を發揚し來れり。夫れ武は妖氣を掃ひ、邪氣を遠ざけ、天地を廓清するものなるに、まして我が國の武勇は常に皇胤を守護し奉り、國土・民人を安泰にするために用ひられ、絶えて強暴殘害の迹無し。彼の大伴家持の歌は我が武勇の此の特色を最もよく言ひ表はせり。其の歌の中に曰く「海ゆかば水つく屍、山往かばくさむす屍、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじと言立て。」云々。「梓弓、手にとり持ちて、つるぎたち、腰にとりはき、朝まもり、ゆふのまもり

武人の風尚

も、大君のみかどのまもり、吾を描きて、また人はあらじと云々。これ即ち吾が國民の武勇なり。其の後支那文物の輸入と佛教の旺盛なるにつれて、我が邦も文弱に流れたる時代來りしも、文華の及ばざりし邊陲の地には、我が民族固有の武勇の氣は衰へず、遂に東國に武人の勃興を見るに至り、鎌倉時代は武士道の體大いに具はれるときなり。武士の風尚とする所は、一死を潔くして主君のために盡すにあり、名を惜しむにあり。勇武の氣象は奢侈と相容れず、故に武士は質朴儉素なり。身命を厭はず、利を事とせざる武士は自然に人情に厚く、よく風流を解す。生死の巷に出入する武士は、神明を信

武人の人格修養

仰し、佛道を修業せり。佛教は武士の間に大に行はれて始めて、其の眞價を發揮せるの觀を呈せり。只保元以還名分頗る紊る。特に政權武門に移りしより多數の武士は大義に暗く、其の忠も忠に非ず、其の義も義に非ず、忠君の心に二つはなけれども、惜しいかな其の歸嚮する所を誤れり。親房卿史を編し、楠公精忠を抽んでて名義再び後世に明らかなり。爾後室町時代を経て戰國の世に入り、武士道は存續し、武將又往々學問あるものありき。徳川氏の治に先だち、利家・清正の如きは學を好み義に明らかなる武士の典型なり。然れども徳川の世に至つて文教始めて大いに開け、武士は文武兼ね修め、

武士道は單に武人の特別の心得にあらずして、一般士人たるものの道となれり。義公・闇齋・素行等前後輩出して、武士道は尊皇と一致すべきものなることを明かにして、上古武勇の精神に復せり。學問益進み道德大いに修めらるゝに及んで、武士は一介の武弁に止まらず、最も圓滿に修養せる士君子として、世道人心を維持する中堅階級となれり。明治維新の大業も、かゝる武士道の精神力によつて緒に就きたりといふことを得べし。

抑も武士道は素行の言へる如く、義理を辨じ氣節を尙ぶ。にあり。氣とは何ぞ。齋藤拙堂曰く、それ國は士あるを以てたち、士は氣あるを以て立つ、さてその氣は恥を知

武士道の體要

ると慾を忘るゝとより生ず、これ所謂廉恥の心なり。と。蓋し汚名を恐るゝこと甚しく、又我が身の上を顧慮する慾心なきときは、精神中に充ちて勇往直心の心強し。節とは節義のことなり。孔子の事父竭其力、事君致其身、とは節義の大なるものにして、すべての義務はこれより出づるなり。されば氣節を尙ぶとは、吾等今日の上にて私を去りて公に就き、各自其の職とする所に殉ずるの精神なり。且つ武士道は古來儉素質朴を旨とし人情に厚く、又大いに洒脱の風あるものなり。武士道は實に只軍人の道のみにあらず、我が國道德の美風なり。故に明治天皇勅諭を軍人に下し給ひて、忠節・禮儀・武勇・信義・質素を

設けて祖先を祀らせ給ひ、神武天皇禍亂戡定の後靈時を鳥見山に造りて皇祖天神を祀り、我が皇祖ノ靈天ヨリ降鑒シテ朕ガ躬ヲ光助シ給ヘリ。今諸虜已ニ平ギ海内事無シ。以テ天神ヲ郊祀シテ大孝ヲ申ブベシ。」と勅せられ給ヘリ。崇神天皇は特に神祇を尊敬し給ひ、天祖を大和笠縫の邑に祭り、大いに祭祀の典禮を備へ給ヘリ。祀典は我が國家の大事にして、中臣氏・齋部氏世々神祇の官となれるも、其の由來する所は遠く天孫皇位を受け給へるときにあり。神祇官が太政官の上に位せるも、祭祀は國政の根本なるを以てなり。國土を翼賛し給へる神々、及歴史上國家に勳功ありし群臣の靈をも、朝廷に於てこれ

祖先に對する
國風

を祭り給ふ。而して報本反始の義は大嘗祭に至りて極まり、實に國家最高の典禮なり。毎年行はせらるゝ元始祭・紀元節・神武天皇祭・春秋の皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭より祈年祭・月次祭に至るまで、皆國家・民人の生命の本に報い給ふ義ならざるものなし。

臣下にありても、昔時故家・舊族は宗家の長、一族を率ゐて其の祖先を祭り、降つて武家の時代に至つても、總領よく家の子・郎等を統一せるは祖先の餘烈によりしなり。今日民間に於て氏神・氏子の稱は古の遺風を傳ふ。而して家々神棚を造つて神々を祭り、佛壇を設へて家祖を祭る。年中行事の多くは神佛祖先の祭にあらざるなし。

祖先崇拜の精神

語に曰く、慎終追遠、民徳歸厚。と。我が國俗の醇厚にして、國民一致の鞏固なるまた宜べならずや。

夫れ萬物皆種より發す。種を離るゝは即ち其の物の衰滅なり。人も亦然り。何等の種族にも屬せざるものは一人もこれあるなし。故に民族の存續による外に人の生存する道なし。民族存續の道は他なし、民族を一族とし、其の共同の祖を敬愛するによりて親和結合するにあり。然れども人は只生物的に生活せず、精神を以て其の生命とす。故に民族の存續とは民族的精神の存續に外ならず。この精神を失へば、生物的には生くと雖も何ぞ人といふを得ん。國祖を祭り家祖に反るは其の精

神を繼承して失墜せず、家國の本領を發揚するにあり。故に天皇新に位に即かせ給ふや、大いに國祖を祭りて建國の精神に反り給ひ、家々事あるときは、又各、その祖先の靈に告ぐ。抑も精神こそ眞に生きたるものなれば生々發展して息まず。常に自ら時勢に應じて變化し、改善し、創造す。明治天皇の鴻業、大正の御世の文物は即ち大和民族の精神の活動なり。而して其の間古今一貫渝らざるもの嚴として存す。これ眞に我が國の我が國たる所以なり。

六 家族制度

家族制度は國に依りて異なる

家族は國家生活の單位にして、家族相集まりて國家をなすといふは普通の説なれども、國家の統一外に出でて單獨に家族の存立することなし。これ家族はもと民族的群居の内部に生起するものなれば、民族が典則・法度を立てて國家を成形するにつれて、家族も制度たり得るを以てなり。従て家族制度は民族の性質と其の國家の立て方とによりて相違す。我が國の家族制度は、上古に於ては一定の職を世襲する同一祖先より出でたる血族團體にして、諸の部族に分るとも族長によつて統率せられたり。中古に至るも族長は氏上と稱し、族人・部曲・品部を一團として統率し、朝廷に仕へ奉れり。其の後長年月の

國民歴史と家族的精神

間に斯の民族制度は漸次崩壞し、遂に家長によりて率ゐらるゝ家長家族制又は大家族制を現出するに至れり。我が國の家族制度は職の世襲を伴ひし故、従て祖孫相承けて家族的精神を失墜せざらんことを期せり。かの大伴家持が武勇を以て朝家を護る一家的精神を歌へる如きこれなり。遙か後世に及んでは、職の世襲は必ずしも一般的に行はれたるにあらざれども、尙ほ家を豎に流るゝ生命とし、個人は其の間に出でて其の存續を計り、其の面目を維持すべきものと考へたり。この精神は忠孝一體の我が道徳と密接不離なることは前課に照らして知るべし。

家長家族制度

家長家族制に於ては、一家を代表するものは戸主たる家長にして、家長の地位は長子これを継ぎ、家産を相續し、祭具を保管して祖先の祭祀を司る。家長は家系を繼承し、家産を保有し、子弟を教養して祀を絶たざるを其の大なる義務となす。

時勢と家族制度

近來經濟組織の著しき變化につれて、家族員は散じて職を四方に求め、或は父母故郷を離れ、或は家長と別れて夫婦・子女を以て小家族を成す。蓋し時勢の變化は職の世襲、郷土の住居、全家族員の同居を許さず。子弟は各、其の能に従つて職を擇び、或は國外に出でて家を成さざるべからざることあり。然れどもこれを以て自ら全く新

家族生活の眞意義

に家を立つるものとなし、或は自己の幸福を得るを以て家族生活の目的と思ふべからず。却てこれ祖先以來の家を興し、これを公にしては國運の隆盛に貢獻する所なり。凡そ分合移動は形ある生活の免れざる所なり。只精神は東西住所を異にし、時古今を隔つるもよく一なることを得。此の故に時勢と共に家族の組織は其の形を異にすと雖も、其の固有の精神に至つては毫も變ずることなきなり。

凡そ徳義の根本は私に克ち私を忘るゝにあること古來の教訓なり。其の故は我が身は我自ら造れるにあらず。今日の生活は我自身の力によりて營まるゝにあらず。

Maximization of happiness
功利主義の極大
Utilitarianism
Benjamin

ず。家あり、父祖あり、大にしては國家ありて、其の中に生れ出で、其の恩澤によつて我今此くの如く生活す。故に一身の幸福を求むる私を去つて家國のために盡し、家國の存續繁榮を計るは人の人たる所なり。夫婦を以て一家を爲すもの、豈に只二人の幸福のためのみならんや。夫婦あれば子女あり。子女あればこれを教養せざるべからず。蓋し我等自らもまた父母の教養によつて今日あるを得たればなり。故に男女は人倫の大なるものにして、父祖より承けて子孫に傳へ、以て我が民族の生存を全うし、以て人類の文化に貢獻す。家族を以て只夫婦相互の愛情を満足せしむるものとなすは、これ己の本を忘

the greatest happiness
of the greatest number
功利主義
か最善と
を旨とする
Hutcheson

功利主義の根本は
長、ハ、リ、リ、モ、ア、ー、ニ、リ、
多量の善を
求めるは最大の善なり。
功利主義の根本は
功利主義の根本は
功利主義の根本は

七 思想問題

れ、恩澤を知らず、大なる生命のために生くること能はざるものにして、殆んど人といふに足らざるなり。

所謂思想問題とは何ぞや。生活の種々なる方面に於て、如何様に生くべきかに就き、人々の考ふる所區々にして歸一する所無き現状これなり。これ現在の社會生活に對して多くの不平、不満を感じるより起る。故に思想問題は既存の社會的秩序に對する反抗の存在を意味す。反抗は先づ現在の習慣道德等社會諸制度よりの解放を求め、然る後にこれが改造を主張す。解放、改造は多くは

七 思想問題

功利主義の根本は
功利主義の根本は
功利主義の根本は

現代に於ける
思想問題

自由平等の名に於て要求せらるる、人類社會は如何ほど原始的なるものにもありても、傳統習慣の形に於て個人の行動を律す。一般的生活形式に外れたる個人任意の動作は、却て所謂文明社會と稱する所に見るべく、未開人は其の部落の習慣と一致して生活す。これ個人の特色未だ發達せざるがためなれども、又個人は本來其の種族の生活と一體なるの眞理を距ると遠からざるものなり。個人が自己といふ考を起し始むるや、漸く自己と社會との對立を意識し來りて、單に社會の風習なるの故を以てこれに順ふことを肯んぜざるに至る。これ人類發達の途上に於て起ることにして、不

Conscious
Manhood
人類の意識
人類の成熟
人類の進歩
人類の発展
人類の進歩
人類の発展
人類の進歩
人類の発展

健全とのみは言ふべからず。然るに現今の思想界に於ける反抗的傾向と懷疑的態度とは、既に文化の大いに開けたる世に興れるものにて、或は生活事情の變遷のために從來の制度不適合となり、或は社會の秩序弛みて個人の我儘つのみ、或は外來思想の影響を受くるなど、その原因は種々擧げ得られんも、結局は道義の精神薄らぎて生存競争のみを事とし、富と物質的満足とを過重視して、精神的樂地の存在に氣付かざるより起れる不平と、一は我が國體をよく辨へて確乎たる國民的自信を得ざるとに歸す。修身科は即ち我が國民の依據すべき所を示さんとするものなり。妄りに世説に附和せず、慎重に思慮し

修身科は即ち我が國民の依據すべき所を示さんとするものなり。妄りに世説に附和せず、慎重に思慮し

自由権を主張する者
其の自由を主張する者
分離する者
個性化する者
各々が自由を主張する者
平等を主張する者
社會主義者がある

唯物論
平 等
人間は機械的動物
人は動物である

て一身を誤るべからず。

如何なるが眞の自由なるかについてはさきにこれを述べたり。即ち事物の條理と生活の秩序とに順ふを自由となす。西哲カントも曰く、自由を自覺すると、法則を承認するとは同一事なり。と。自己には便宜なるも爲すべからざることと、自己には不便なるも爲すべきこととのあるを知つて、此の法則によつて我が身を律するものこそ眞に自由なれといふべし。

次に平等といふことも亦誤り考へられ易し。身體の強弱、才不才、長短等によつて生活の不平等なるは常理なり。只何人も各、其の所を得、其の生を遂ぐべきものなれ

理想主義
社會主義
理想主義
社會主義
理想主義
社會主義

外來思想に對する態度

ば、これを妨ぐるが如き事情は眞正の平等を傷つくるものなるを以て、排除するに盡力すべく、これを進むるが如き事には助力すべし。斯る盡力・助力は各、自己の分内に於てなすべきは言を待たず。凡そ分と秩序とを越ゆるは其の意既に正しといふべからず。其の結果の善良なる豈に期すべけんや。若し夫れ一般的に論ずれば、思想は一にすべく、又一にすべからず。一にすべきは眞理は一なるべければなり。一にすべからざるは眞理は萬様に現るゝを以てなり。只よく其の現す方面を自覺だにせば、たとひ説異なりとも歸一する所を知りてよく和することを得。凡そ一つ

理想主義
社會主義
理想主義
社會主義
理想主義
社會主義

七 思想問題

理想若くは信仰の實體を求めし下とせしル

共同の課題を解決するに於ける其の意義

中等修身書 卷五

意識
主観 内容 自然
外的 自然
単なる 意識の現象
我々の 行動 現象
手帳と 物を見る
此の 存在
主観の 現象
リ 一 あり
あり

の説を以て全體を遍く表すは難し。故に種々の思想あるは免れず。只自己は東より眺めて説を立てたるを知らずして、西より眺めたるものと其の見る所の異なるを尤むるの類、これを妄といふなり。而して一國の立つ所は他の國の立つ所と同じきを得ず、従て思想も亦同じきを得ず。若しこれを同じくせば、一國の一國たる所以を失ふに至らん。故に外來の思想は心して取捨せざれば、害を被ること歴史の教ふる所なり。彼の國にあつて是なるもの、必ずしも我が國に是ならず。一の社會に妥當なる説、必ずしも他の社會に穩當ならず。これ最も辨へざるべからざる所なり。

八 社會問題

社會問題

社會問題は思想問題と相表裏す。社會問題は多端なりと雖も、其の最も著しきは、産業の勃興・機械の發達・富の増加等に因する經濟問題なりとす。然れども其の期する所は富の分配を公平にして、人々の發達と幸福との資を適當に得しめんとするにあれば、これ即ち道德問題に外ならず。故に道德心を盛んにするにあらざれば、經濟問題・社會問題の解決得て望むべからず。たとへば勞働對資本の關係に於て、勞働者は團結の力を頼みて、罷業・怠業乃至暴力の手段に訴へ、過分の賃金・極

勞資問題と道德

八 社會問題

端なる勞働時間短縮を強要し、資本家は富の力に據りて、壓迫を加ふる場合は、其の落着點は只其の時の雙方の力の強弱如何によりて定まる。而して力の強弱は絶えず變動するが故に、一旦の妥協點は須臾にして破れ、忽ち争を新にして、鬪争遂に盡くる期無し。此の間雙方の不幸、國家の不利少からず。實に嫉視・憎惡の情は民族を支離せしむ。たとひ法を設けて争議を解決せんとすとも、法は萬能ならず、且つ情に於て服せざる間は、雙方種々の權力手段を用ひて、法そのものを自家に有利に改定せんとする運動絶ゆることなかるべし。これ豈に社會永久の不幸ならずや。

社會問題は道徳問題

富と徳

夫れ力と力との抗争は徳によらざれば和せず、利と利との衝突は義によらざれば解けず。徳とは忠恕の心なり。己を推して人に及ぼし、他の境遇に身を置いて其の實情を知り、其の樂を共にし其の憂を分つ。義とは公平正義の態度なり。勞働乃至技術の生産に貢獻する諸點を周密精細に考へて些の偏頗なく、資本の如何に生産に缺くべからざるかを正確に評價して、毫も依怙の沙汰なし。正義を愛する心と忠恕の徳とを養ふにあらざれば、社會の諸階級は眞に調和せず。故に西人も云へるあり、「社會問題は經濟問題にあらずして道徳問題なり。」と。且つ道徳の修養なければ、其の貯積せる多くの富は却

事物は相依りて存す

て身を誤るに至らん。或は贏ち得たる多くの賃銀と時間之餘裕とは、適ま社會の風紀を害するに用ひられん。眞なるかな古語に曰く、徳は本なり財は末なり」と。徳あれば仁恕なり、義あれば公平なり。勞資和合して生産益多く、生産益多くして各分つ所又益多し。或は云はん、これ迂遠の道なりと。これ必ずしも然らず。又たとひ迂なりとも正道なれば踏む外なからん。或は曰はん、これ甚だ難しと。法令によりてすることまた等しく難からん。又法令も遂に道德に根據す。故にたとひ難しとすとも順路なればこれに由るべきなり。夫れ事物は相依りて存す。人は神の加護によりて榮

え、神は人の崇敬によりて威を益す。官は民に養はれ、民は官によりて安し。醫は患者を治療し、患者は醫を養ふ。或は親は子女を育てて樂しみを得、子女は親によつて生長す。夫婦相樂しみ、朋友相扶く。資本家を斃すときは勞働者自ら亡ぶるときなり、勞働亡びなば資本の資本たる所以また消失せん。勞資は相和すべくして相争ふべからず。すべて争ふは利害相關するを以てなり。若し互に相關する所なければ何ぞ争はん。故に争ふものは其の實和すべきものなり。

九 社會事業

社會に於ける弱者

人類慈愛の情は先づ弱者に對して發するを常とす。古語にも「聖王政を發し仁を行ふ、先づ鰥寡孤獨より始む」ともいへり。心身薄弱に生るゝものは先天的に不幸なり。家庭・教育・社會等境遇上後天的に不幸なるものあり。この兩種の不幸一身に相會すれば、不幸これより大なるはなし。幼弱にして育つ能はず、老衰して安居を得ず、貧にして自ら給せず。不能にして自ら立たず、病んで醫藥を得ず、罪過に陥りて自ら救ふ能はず。人生の不幸枚擧するに遑あらず。遽かにこれを見れば自ら招ける禍多

社會事業

きが如くなれども、審かにこれを察すればかの兩種の不幸の錯綜せる結果にして、自ら罪惡を好み禍難を願ふものはあらず。貧と病と罪惡とは當人の不幸にして社會の不祥事なり。誰か其の不幸を憐み、其の不祥事を掃ふを欲せざらん。

然れども社會の廣き、普く其の狀を知りて均しくこれを救濟せんには、單に個人的好意或は宗教的團體の慈善等に頼るを得ず。社會全體の事業として組織的に行はざるべからず。これ所謂社會事業の起る所以なり。通例社會事業として數へらるゝものには、先づ貧民の救助及び防貧事業あり。貧民を登録して公共團體又は慈善

保護事業

團體より救助料又は救助品を給す。方面委員制度を設け、貧民に生業を與へ、貯蓄を奨励し、諸種紛議の調停に任ず。託兒所は彼等幼兒の保育に當り、勞働の障礙を輕減することを計る。又勞働保險の如きも防貧事業に屬すといふべし。又勞働者の生活を安易ならしむるために宿泊所・簡易食堂・職業紹介所・人事相談所等の經營あり。其の他一般市民に日用品を便宜廉價に供給せんとする市場事業あり、公營住宅事業あり。保護事業は尙ほ大に行はれざるべからず。施療事業の如き孤兒を修養し教養する如き最も大なる慈悲の業なり。是と共に兒童保護事業亦甚だ必要なり。少年

國人の中に悪人あるは吾人の恥辱なり

共存共榮は社會生活上の眞理

感化院の如き、免囚人保護の如き罪惡防止事業は、今後力を用ふべき餘地多しといふべし。

語に曰く「其の罪を悪んで其の人を悪まず」と。其の罪は悪むべしと雖も、其の人は憐むに堪へたり。且つ民族同胞の中に悪人あるは吾等の恥辱なり。貧にして衣食を得ず、病んで藥を得ざるものあるは吾等の憂なり。伊尹は「天下一人も其の所を得ざるものあれば、自ら市朝に鞭うたるゝ如く思へり」といふ。人は只他人のために盡力すべきがために生れたりといふは、これ人生の眞相にはあらざるか。

弱者多ければ其の國弱く、其の國弱ければ其の國人す

べて其の弊を受くるを免れず。共存共榮は社會生活上の眞理なり。故に其の國を愛するものはまた弱者を扶くるものなり。

一〇 個人主義と世界主義 其の一

個人主義とは何ぞ。蓋し其の意義必ずしも一様ならず。第一只自己あるを知つて他あるを知らず、我慾を逞しくするを個人主義とせば、これたゞ利己不徳義の異名に過ぎず。

第二自己を全然獨立のものとして考へ、其の求むる所、行ふ所はいかにもあれ、自ら求め、自ら行ふ所に自己たる所あ

利己主義

利己不徳義

二、欺

世界主義に赴く個人主義

個人主義

一、利己主義

欺偽勝牛

二、自己独立

自己主義

人生の意義

獨立地

繩張

他力千歩

を足す

りとなし、此の自己を主張するを人生の意義となす。故に其の求むる所、行ふ所、他より見て宜しきを得るや否やは問ふ所にあらず、個人の存在は一箇獨立地なれば、社會の制度、國家の法則は、この獨立地を相互侵害することなきやう保護するを其の主意とすべしとなす。從て此の主義はすべての傳説、歴史、民族及其の習慣、思想等の影響干渉を斥けて、純然たる個人が他の妨げを受くることなくして生活すべしとなす。故に又此の主義は歴史、民族、國家を超越して、直ちに個人の世界的共棲を求むるにも至る。實に西洋思想史上此の種の個人主義は又世界主義なりしなり。

一〇 個人主義と世界主義 其の一

斯の主義の不備

Autonomie 自律
Heteronomie 他律

文化を離れて個人は存せず

Isolated 孤立

然れども不可侵的獨立地となせる個人の求むる所、他の同様に不可侵的なる個人の求むる所と相衝突するときはこれを如何にすべき。故に此の主義より推せば、各個人の獨立自由の範圍を限定し、然る後此の範圍外に出でしめざる權力を假り來らざるべからず。然れども如何の標準ありてかの範圍を限定し得べき。又かの權力は何處より來るべき。又權力の下にあるは最初の個人獨立の主張と一致すべきか。

又此の個人主義と世界主義と一致せる點は、歴史・民族・國家より超越するを以て眞に獨立なる個人を得となすにあり。然れどもかゝる個人に殘留する所は、只僅かに

人道は國際的に發達せざるべからず

身體の生存と所謂萬人平等の理性といふ空名なるのみ。蓋し人生を價值あるものたらしむるすべての文化的財寶は、歴史・民族・國家の裡にのみ存すればなり。斯の内容實質ある文化を離れては、個人は生存すべからず。

且つかの世界主義は萬物生存の法則に背く。一箇の植物も、平等一様の數多の細胞が直ちに集りて成れるにあらず、種々形質を異にする細胞がそれ〴〵異なる組織を成し、此等數多の組織は又合して更に大なる組織をなし、遂に一箇の特色ある植物を成す。一國家は平等一様なる數多の個人直ちに集りて成らず。種々才能を異にする個人が、それ〴〵異なる小社會を成し、此等數多

の小社會は合して更に大なる社會を成し、遂に一箇特色ある國家を成す。人類の世界的生活もまた此の如く、それぞれ特色ある國民が特色ある文化を發する國家を成し、此等の國家は道德的に交際して大いに人道を實現すべきなり。人道は國際的に發達すべきものにて、所謂世界的に發達するを得ざるものなり。

一一 個人主義と世界主義 其の二

第二として述べたる如き個人主義の誤れることは既にこれを學べり。然れども個人主義は歴史・民族・國家と一致しながらこれを立て得る所あり、これを第三として

個人主義の意味第三

論述せん。蓋し個人主義の精髓は個人を以て全然一箇獨立の生存となし、且つ如何なる團體生活もかゝる個人の集合に外ならずとなすにあり。故に歴史・民族・國家を認むるも、此等は個人の生活の或は豎に或は横に集合せるに外ならずとなす。たとへば國家とは利害を共にする衆個人の一種の集團にして、國家の意志とは總べての個人の要求の一致點に過ぎず、其の法則とは誰も皆これを便とする所の生活上の規定なりとす。されば公私の別は只表面的にして、各自の私の要求の、幸に他と一致せるものを公となすのみ。其の狀恰も合資會社の財産の如く、これを會社の公の財産といふも、其の實又同時に株

國家の存続を維持する事務

平時の軍務

戰時軍務

豫算 根本法則の制定

国防用法

刑 國家の存続を維持する事務

我は無量の國恩の中に生きるにあらずや

主たる個人の財産にして、私財を寄捨して成れる純然たる公の財産とは、大いに其の性質を異にするが如し。群居交換の便宜、自他利益の密接なる聯絡を保たんがため各自要求を讓歩するは、少しく失ひて大いに得る道に外ならず。されば共存共榮の生活は何人にも皆私の満足を與ふる賢明なる道にして、公益とは衆私益合同に過ぎずと謂ふべし。

個人主義は個人を以て獨立的生存となし、從て人生のすべての價值を個人の要求の満足におく。然れども吾等の生命は吾等に始まり吾等に終るものにあらず。大にしては民族あり、小にしては家あり。父子祖孫相承け

民事

行政警察

司法

三、現行私法に向上せよ

産業 敬

て家の生命は個人を超えて傳はり、個人は生滅すれども國家の生命は存續す。個人的生存は謂はば民族及家族の生命の宿りの如し。此の大生命を外にして獨立せる個人的生命は存せず。而して生命ある所又精神あり。吾等の精神は何處より來るか。個人の要求、願望、理想、悉く教化より來り、教化は國の文化を、國の文化は文化の歴史を豫想す。民族の精神と其の文化の歴史との接觸なかりせば、個人には精神といふべき程のもの存せざるべし。審かに吾の來由を尋ねれば、父母の丹誠によりて此の身生育し、師の教育によりて知識、技能を得、我が社會衆人の種々の所産によりて生活し、而して我が家も教育設

備も社會の制度も我が國家の統一によりて存立し、我が國家の今日あるは又其の歴史による。此の歴史の中に偉人出でて宗教・道德の教立ち、學問・藝術の文化興り、利用・厚生の善政布かる。故に古來吾が身の本を四恩に歸する説あり。一には父母の恩、二には師恩、三には社會衆人の恩、四には國家の恩これなり。或は又法の恩を擧ぐ、法とは精神界なり。古語に曰く「教なければ禽獸に近し」と。かくの如く觀ずれば吾の個人的獨立存立一もこれあるなし。吾は無量の恩惠によりて生き、又大なる生命の流れの一小分流なりといふべし。吾が生活の意義は此の恩惠に報い、此の大なる生命の存續に貢獻するにあり。

自己とは何か
が問題なり

これを稱して公のために盡すといふ。吾等六千萬人は各自相互の幸福を計つて共に存し共に榮えんがため、みの團結にはあらず。現在の六千萬人は生滅すれども、我が國の生命と精神とは過去より將來に亙りて永く存續すべし。これがために六千萬人は力を盡す。而して六千萬人の幸福此の中にあり、六千萬人各互に他のために盡すべきの理も此の中にあり。個人主義と異なる所明かに辨へざるべからず。個人主義の中に曰く「爲す所はいかにもあれ、自ら爲す所に眞意義あり」と。これ確かに一面の眞理なり。公のためにするといふも、親切を施すといふも、又自己を犠牲

個性の淵源

に供すといふも、自らより出づるにあらざれば何の意義かこれあらん。自立・自信は萬事の本なり。然れども自ら爲しだにせば、その爲す所の如何は問はずとは言ふべからず。一身のためのみをなすも自ら爲すなり。公のために爲すも自らなすなり。要は其の自己となすところの如何にあり。自己果して何物ぞ。これ大なる問題なり。

終りに一二の誤解を辨せん。個性の發達を期するを個人主義となすは誤なり。個性の發達とは各自天賦の開發に力め、天分を全うすることにして、民族の生命もこれによつて活潑となり、人類の文化もこれによつて充實

國交の眞義

す。個性は其の人の眞なり、個我の念を去つて我が誠を爲すとき覺えず發するものと知るべし。或は又誤つて個性は民族・歴史・傳説を脱出し、所謂世界的とならざれば發達せずとなす。夫れ個性は個人にもあれば民族にもあり。民族の個性は其の歴史の中に磨き出さる。個人の個性は民族の個性を帯びながら、其の中又獨自の特色を發するものなれば、民族と其の歴史とを離れては個人の個性も發達するに由なし。

國交の親睦、文明の世界的流通を所謂世界主義なりと誤るべからず。これ皆國民的國家を根據として其の上起る人類的の交なり。就中其の惠澤の最も萬國に普

きは學術なり。西洋の學術が人生百般の事に及ぼせる利益は數へも盡し難し。今後學術は益國際的に發達せしめて人類の福祉に貢獻すべきなり。次に人道正義によりて交るは、自他の國の共存共榮の公道なり。國際聯盟は歐洲大戰亂その終を告げ、大正九年一月十日平和條約締結によつて起れるものにして、聯盟諸國間の爭議を嚴正なる國際的裁判によりて解決し、聯盟の力によつて國々の不正を斥け、正義を遂げしめ、戰爭の慘禍を避けて、世界の平和を將來せんと努力す。個人もまた各公平仁恕の心を以て外人に接し、人類同胞の親を樂しむべし。

一二 自然法と道德法

法則

古語に曰く「物あれば則あり」と。萬物皆其の法則あらざるなし。然れども法則にも種類あり。今大別して物理的法則・生理的法則・心理的法則・倫理的法則となすことを得。

物理的法則

物理的法則とは廣く物質界に行はれ、天體并に地球の構造及運動、地上の物理現象及化學作用に於て行はるる法則にして、星學・地學・物理學・化學等自然科学の研究する所なり。數學・力學は又此の研究について缺くべからざるものなり。

生理的法則

生理的法則とは生物有機體に具り、すべての動植物の生活機能を司配する法則のことなり。この法則の行はるゝに伴つて物理的法則も行はる。生物學及生理學は此の法則を研究す。

心理的法則と論理的法則

心理的法則は心意作用の行はるゝ法則にして、感覺・知覺・衝動・欲望・感情・思惟・意志等はこれに従つて活動す。鳥獸にも幼稚なる心理的活動は見らるゝも、人類に至つてこの活動大いに發達す。心理的法則の行はるゝに伴つて生理的法則も行はる。此の法則は心理學の主として研究する所なれども、又社會學其の他凡そ人事に關する學は多少の程度に於て此の法則の知識に關せざるはな

法の二大別

し。又物理現象・生理現象・心理現象を研究して其の法則を知るも心理作用にして、これを思惟作用とす。此の作用は又おのづから其の法則を具す。これを論理的法則とす。故に如上すべての法則の知識は論理的法則の下に得らるゝものと知るべし。

以上論理的法則を除いては、他の法則はすべて自然的法則と稱することを得。これ物理現象及生理現象は勿論心理現象もおのづから生起して、努力・勉勵を俟たず、皆天然自然のものなればなり。論理的法則に従つて得らるゝ眞理の認識も、次に述ぶべき倫理的法則に従つて實現せらるべき道德も、皆心の作用なれば、心理現象は必ず

心理的法則と
倫理的法則

しもおのづからに行はれず、従つて其の法則は自然的法則にあらずとも思はれんが、欲望の動き、感情の發するは草の生じ、或は水の流るゝが如く自然のものなるに、眞理は心を用ひて論理的法則に従はざればおのづからには知られず、道徳は注意努力して倫理的法則に従はざればおのづから行はれず。こゝに大なる別あり。

聲を聞き色を見る等の知、食を求め安逸を欲する等の欲、喜び・悲しみ・怒る等の情は人畜に共通す。夫れ人に自然に起るものは衣食の欲、財物獲得の欲、名譽の欲、權力の欲なり。又男女の欲、親子の愛着、同種族愛好の情、廣く人類相親しむ社交性あり、鳥獸草木を愛する情あり。又好

倫理的法則

奇心又は知識欲といふべきものあり。凡そ此等は皆外物に接し、刺戟に應じて自然に發することは火の燃え葉の伸び獸の走ると一樣なり。故にこれを人の自然といふべく、人と人との關係上其の働きやうによりて善にも惡にもなるものなり。其の自然に行はるゝ法則を心理的法則と稱し、其の善惡を分別する標準を倫理的法則と稱す。

倫理的法則とは意志及行爲の従ふべき法則にして、これに従ふを正善とし、これに背くを邪惡とす。此の法則も人間に固有にして、即ち本心又は良心に具はれども、順當に精神が開發せられざれば、動もすればこれを認め難

し。これ感情・慾望の發動の爲に心の混亂するが故なり。而してこれ又道德的修養の必要なる所以なり。感情・慾望が心理的法則に従つて如何様に發動すとも、それに頓着なく良心は其の發動の正邪善惡を判斷す。而して吾等は此の判斷に従つて、正善を取り、邪惡を捨つる自由を有す。然れども此の自由は用ふれば存し、用ひざれば存せず。故に欲の動き、情の發する如くおのづから然るにあらずして、努力・勉強して精神を奮ひ起して行はると知るべし。これ後者が自然的法則と趣を異にする所なり。愛着の情などの自然に起るを、これ故意にあらず、天然に生ずるものなれば只天然に委す外なしといふは、只自然

良心

物の如くに生活するものなり。如何なる欲望・愛着も、これを良心の法に照らして取捨する自由精神を興すは、まさに人の人たる所なり。倫理的法則に従つて意志を正善にす。其の意志は心理的法則に従つて動く。意志發して行爲となる、其の動作は生理的法則に従ふ。此の動作の外界に現れて物を處理するとき物理的法則行はる。故に良心は倫理的法則の下に一切の自然的法則を用ひて道德を實現するものなり。

道德的感情

一三 道德的感情

人間種々の欲望とそれに伴ふ愛憎・喜怒等の感情とは、良心の示す所に従ひて倫理的法則に違はざるやう働くべきことは既に述べたり。然るにこゝに人間特有の感情の、かの欲情を或は制し或は導きて倫理的法則に一致せしむるものあり。此等を道德的感情といふも可なり。即ち惻隱の情・羞惡の情・感謝の情の如きこれなり。惻隱の情とは他人の境遇を思ひ遣りて氣の毒に思ふ情なり。己を推して人に及ぼし、樂を共にし憂を分たんとする恕の心も亦これに外ならず。孔子曰く、君子の道

惻隱の情

四あり。丘未だ一をも能くせず。子に求むる所を以て父に事ふること未だ能くせず。臣に求むる所を以て君に事ふること未だ能くせず。弟に求むる所を以て兄に事ふること未だ能くせず。朋友に求むる所を以て先づこれを施すこと未だ能くせず。これ即ち恕の心のことなり。若し只己欲し求むるのみならば不正なる行爲ともなるべきを、彼もまた同じく欲し求むるならんと推し及ぼすときは、彼我を全うする正しき行爲に出で得るなり。財貨を好むは人の欲にして往々不正・邪惡に導く。然れどもこれを推して人に及ぼすときは如何。孟子齊王に仁政を説きしとき、齊王曰く、寡人貨を好む疾あり。と。

孟子曰く、昔周の公劉は貨を好みしが、人情皆かくの如くなるべしと察して、大いに人民のために盡力して一國を富ますに至れり。王若し貨を好むも百姓とこれを同じくせば王に於て何か有らん」と。公劉貨を好みしが故に民を富まし、紂王貨を好みしが故に天下を失へり。等しく貨を好みて而して其の結果かくの如きは何ぞや。他無しこれを恕すると否とによる。恕の用また靈活なりといふべし。故に孟子又曰く「老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌」と。又曰く「故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子、古之人所以大過人、無他焉、善推其所爲而已矣」と。

羞惡の情

禽獸は恥を知らず、唯人のみ之を知る。夫れ食を乞ふものは既に恥を忘れたるもの如し。然れども若し猫犬と同じく之を投げ與へんか、彼と雖も覺えず憤然として去ることあらん。其の覺えず憤然たるは本心の發露にして、食を乞ひ行くは本心の曇れるなり。孟子曰く、羞惡の心人皆これあり」と。彼若し其の憤れる心を擴充せば再び乞丐兒たることなからん。利益を貪ることを誇示するものはなく、却つてこれを隠すは之を恥づればなり。卑怯なるものも卑怯を恥づ。凡そ恥づるは人のこれを知らんことを恥づるなれば、恥は社會的感情にして、名譽・體面の感情と一類なり。

羞惡の情は義の端

偽善は最も恥づべきなり。然れども善を偽つて悪を偽らざるは何故ぞ。この心を推せば偽善の大いに恥づべきを知るべし。語に曰く、恥を知るは勇に近し。と。恥づるが故に利欲に克ち、怠惰に克ち、怯懦に克ち、生命の欲に克つ。これ眞に勇なるものなり。而して義は勇によつて行はれ、勇は義によつて長ず。故に恥を知るは義に進む所以なり。孟子曰く、羞惡の心は義の端なり。と。

恥づべきもの

恥を知ると共に又恥づべきことの如何を知るべし。蓋し恥づべきことは多々あれども、その特に各、恥づべき所あり。即ち武人は卑怯を恥ぢ、官吏は貪欲を恥ぢ、學者は無學を、技術家は工に拙なるを恥づ。信用を失ふは商

感謝の情

の恥とする所、勤儉ならざるは農の恥とする所なり。又男子は剛ならざるを、女子は柔ならざるを恥ぢ、長者は寛ならざるを、幼者は順ならざるを恥づ。故に恥は人をして地位・職分を知らしめ、自家獨特の面目を重んぜしむ。然りと雖も世上恥づべからざるを恥ぢて一身を誤るもの少からず。古人も、士道ニ志シテ惡衣・惡食ヲ恥ヅルモノハ未ダ與ニ議ルニ足ラザルナリ。といへり。恥の情もまたよく修養せざるべからず。

恩を知りて感謝する心は人皆これを有す。我がために一舉手・一投足の勞を取るも、我に親切の一言を交ふるも、われ皆これを謝する心あり。若し此の心を擴充せば

天地の間何物か感謝に値せざるものあらん。日の照らし、雨の霑ほし、草木の長じ、鳥獸の飛走する、我何の功德ありてか此の樂を享くる。行くに路あり、渡るに橋梁あり、居るに屋あり、食するに米麥あり。父母に養はれ、師に教へられ、國法の保護を受く。我の今日ある皆他の賜ならざるなし。賜とは何ぞ。草木は自然の道に従つて生長し、人は各、其の職に盡して橋を架し、家を築き、耕作す。親は子のために勞苦し、師は生徒のために教育し、すべて國家社會の中にあるもの各、己の分を盡すによりて國法は維持せらる。而して我此の中にありて始めて生を遂ぐ。故に我もまた我が分を果すを以て報恩の道となす。子

としてはよく親に事へ、學生としてはよく學業を勵み、臣民としては君國を念ひ、國法に遵ふ。これを感謝を交ふる道となさずして、只交換賣買の事の如くに思ふは、今日の幸福に狎れて足ることを知らざるによる。飢渴せざるが故に一椀の飯の有り難さを知らず、父母常にあるが故に父母の恩に氣付かず、學校常にあるが故に其の惠澤を知らず。昔子路家貧にして父母のために米を百里の外に負へり。父母歿して後、富貴の身となりて衣食豊かなりしが、このとき又親のために米を負はんと欲するも得べからざるを歎きたり。凡そ人、欲增長すれば恩を感ぜず。これを恩を知らずといふ。恩を知らざれば禽獸

と相去る寸を以てする能はず。

一四 古今の教訓 其の一

惟神の道

我が國は神聖の開き給へる所なり。即ち國土を肇造し、民人衣食の道を開き、忠孝の教を立てて國基を定め給へり。故に國は神胤の有にして、國民は天皇の赤子なり。歴代の天皇はこの皇祖皇宗の大御教によりて國を治め民を導き給ひて、私見を挿み給はず。國民は天皇の詔を遵奉して、各、其の職を務め、其の分をつくし、毫末も私意を抱かず。故に我が國に於ては忠孝は國の根源に對する感情に基づく。すべて生命の根源に對する感情は尊敬

儒教

親愛の誠にしてこれ人情の至極なり。神明を尊信し、父母を敬愛する心は教を俟つて生ぜず、却て教の由つて生ずる所なり。人は其の敬愛する所に從順なり、即ちこれに委せ、これを信じ、これに安んず。建國の精神は即ち我が國民生命の根源なれば、この精神に順なるは己の根源に安んずる所以にして、これを君國に忠なりとも國祖に孝なりともいふ。又これを大和魂ともいふなり。我が國神道と稱するは、即ち神聖國を肇め、民を食ひ、民を教へ給へる神意にして、國民はこれに歸依し、これを尊信して、其の生命を無窮に存續せんとす。

儒教は支那より、佛教は支那を経て印度より傳來せり。

其の教各、主とする所あつて、我が國神聖の道と同じからざる所あれども、其の要を擇んでこれを取り、以て我が國教化の補助とせられ、長き歴史の間に百般の文物に浸潤し、大いに國民精神を養へり。其の中儒教はもと支那周代の典籍に載せられ、或はこれを周公・孔子の道ともいふ。應神天皇の御宇始めて我が國に入る。其の書は詩・書・易・春秋・禮・論語・孟子・大學・中庸・孝經の諸經にして實に修身・治國の教なり。治國の本は徳なり、徳はこれを身に修めて得らる。徳の本を孔子は仁となす。仁に達するには孝悌を出發點とし、忠恕を以て行ふ。孝は親を敬愛することにして、忠恕は廣く自他の生命を一にする所以なり。

内我が生命の根源に還り、外萬人の生命と通ず。これ即ち仁徳にして實に治國の本なり。治國とは何ぞ。人倫を天下に明にするにあり。或人政治の要を問へるに、孔子答へて曰く、父父たり、子子たり、君君たり、臣臣たり、夫夫たり、婦婦たり。と。この數語よく儒教の要を盡し、其の治國の教たることを示す。夫れ國家の統一は名を正し、分を明にするによる。名分は國家生活の根本條理なり。この條理或は又義とも義理とも稱す。名分・義理の學は儒教の我が國民の道德と國家統一の道とに於て最も貢獻せる所なり。

又儒教は天地の萬物を化育するを以て道の根源とな

儒教にいふ道の根源

し、聖人の教を設くるもこれを則とすとなす。この萬物化育の根源を天と稱し、或はこれを崇敬して上帝といふ。萬物を生むは天の仁徳なり。又人は祖先より出づ。子を生育するは親の慈なり。故に上帝を祭り、祖先を祀るは、生々化育の徳に報ゆる所以にして皆孝なり。君とは何ぞ。天地は萬物の父母にして、萬物の中人を最も靈なりとす。人の中最も有徳なるもの天に代つて民を撫育す。これを君となす。君は民の父母なりとす。されば君に忠なるは人民撫育の親に孝なるなり。故に儒教は最も孝を重んず。王者は天に事へ先王を祀るを以て政教の本となす。

我が國體との相異

彼我教法の辨別

此の教は我が邦神聖の道と大いに同じき所あれども、如何せん王者は國土を肇造し、民人を生育せる國民の祖にあらずして、只徳あるもの百姓の中より起りしものなれば、只民を愛撫する仁によつて君たり、仁を失へば君たらず。君臣の分を説くと雖も、實に臣を以て君たることを得るなり。これ我が國體と大いに異なる所にして、國の統一堅固ならず。支那の後世に至つては只力あるもの王となつて争亂常に絶ゆることなし。中林成昌曰く、萬國同じきものは本性なり、異なるものは教法なり。と。人間の本性は一なれども、國土の形勢、民族の性質、國家成立の事情、歴史の進行如何によつて道徳

の成形同じからず、教の立て方も異なり。彼に是なるもの我に是ならず、我に非なるもの彼に非ならず。他國の文物を學ぶものは活眼を開いて之を取捨せざるべからず。儒教の渡來後この取捨を誤れることなきにあらざりしも、遂に我が國の正に歸したり。而して儒教は徳川時代に至りて最も盛んに行はれ、其の忠信・孝悌・廉恥・節義の教は治道に資し、士人修身の範となれり。此に至りてこれを支那の儒教といふべからずして、我が國の儒教といふべし。抑、我が國の道は三千年の歴史を通じて一貫すと雖も、其の教の盛衰消長はこれを免れざりき。儒教・佛教また古くより我が國に入りて、大いに我が文化を輔

けたれども、彼我教法の辨別未だ十分に明かなりとはいふべからざりき。降つて徳川時代に至りて、學問大いに起り、彼我の研究また精密となるに及んで、我が國固有の道德の自覺最も明かとなり、眞に我が國の倫理の學と稱すべきもの起れり。山鹿素行の學・山崎闇齋の學・水戸の學及び國學は其の最たるものなり。而して此の間尊皇の精神大いに養はれ、此の精神は外部諸の事情と相待つて明治維新の大業の原動力となれり。

一五 古今の教訓 其の二

佛教の我が國民を教化せるの大なるは、儒教に勝ると

佛
教

も劣る所なかるべし。其の教義固より博く深しといへども、儒教の主として治國の教なるに對して、佛教は王として治心の教なりといふことを得べし。佛教は儒教よりも後れて欽明天皇の朝に渡來し、朝廷の尊崇によりて速かに全國に擴がりしが、桓武・嵯峨の朝、最澄・空海出づるに及んで、始めて日本の佛教ともいふべきもの起れりと稱せらる。降つて鎌倉時代前後に至り、淨土宗・一向宗・日蓮宗・禪宗の諸宗起りてその隆盛を極めたり。而して此等佛教が武士の精神修養の資となり、武士道の發達に貢獻せること少からずとせらる。

蓋し佛教は轉迷開悟の教なり。迷とは何ぞ。世間萬

佛教の根本

事は絶えず流轉變化して、常あるもの一もあらず。先づ我が此の身は生れ、老い、病み、死するものなり。我が最も親愛する父母、妻子の身もまた然り。我が貪り求むる財寶、名譽、地位も無常なり。常なきものを愛し求め、これに執着する故に樂しみは速かに去つて悲しみ早く來る。これ人生は苦なる所以なり。この常無き萬象の裡に常住の本體あり、これを知るを開悟となす。このとき世上紛々の迷夢覺めて、死生を超え、欲念を離れて安樂に生くることを得。故に又佛教は拔苦與樂の教なりとも稱す。且つ既に名利を離れ死生を超えたりとせば、公明正大の道は自ら開け來るといふべし。

開悟の道

開悟の道を學といふ。學に戒定慧の三あり、而して定を以て本とす。定とは一心に佛を念じ、佛に歸依し、或は靜坐心を澄まし、心の本に還るをいふ。戒とは種々の戒律を守りて身を修め行を慎しむをいふ。慧とは經典を窮め眞理を尋ねて智を開くことなり。

佛教と恩

又佛教は知恩報徳の教なりともいふことを得。我が此の心身の由來を一々觀じ來れば、皆父母・教師・社會同胞國家、古來の教訓等の賜ならざるなし。若し此等の恩惠なくば我といふべきもの一もこれあらず。故によく恩を知れば我無きを知り、個人主義の迷夢なるを覺る。是に於て我はたゞ此の恩徳に報いんがために、父母に事へ、

佛教と國民思想

君國に盡し、衆人のために勞し、而して眞理を人にも知らせんと努力する外餘念あるなし。

夫れ佛教の説く所、我が神聖の道と齟齬すること多しと雖も、若し其の要を執れば、生死を超脱し、利欲を離れ、恩を知り、慈悲を施すの教なれば、我が國民の道德の發達に大いに貢獻し、其の廣大なる經典・説法の中に人生の教訓充ちたりといふべし。特に其の萬有實相の開示、吾人本心の證明は確乎不拔の自信を與へて、邦家の爲に身命を捧ぐる勇氣をも發せしめたりといふべし。即ち佛教もまた儒教の如く我が國の歴史の進行中、我が國の道に融化せられ、又我が文化を豊富にせることを知らざるべか

基督の教

らず。

近代に至つて西洋の文物大いに採用せられ、我が國民の生活に一大變化を來たしたり。然れども其の多くは科學及其の應用によれる技術に屬するものにして、道德的精神は依然として我に固有なり。佐久間象山の所謂東洋の道德、西洋の藝術とは、今日尙我が國民の實際を言へるものといふも可なり。蓋し西洋の道德的精神は其の政治、法律、經濟の形に於て我が國に入り、勿論我が道德思想に大なる影響を及ぼせるも、其等の根柢となれる宗教、哲學及西洋諸國民の國民的精神は深く我を動かすに至らず。只基督教は最も近く我が國に渡來し、少數者間

西洋の哲學

には深く信ぜらる。然れども二千年の長き間、西洋諸國に行はれたる此の宗教は、此等諸國民の道德、藝術、學問、政治、法律等と融合して其の特色を帯びたるまゝ、我が國に入りたれば、我が國體と相容れざる所多し。此の宗教の精髓たる愛と心の純潔との教は、將來如上の附加物を脱離して、却て我が國民の道德を輔育する資となること、恰も外教としては我が國體と相容れざるものありし儒佛二教が、遂には我が文化の要素となれる如くならざるべからず。蓋し大道は萬國に通ずれども、教法は國々同じからざるは古今の通理なり。又西洋の哲學といへども、眞善美の理想界を説く古代

希臘の唯心論の血脉の今日に傳はれるものの如きは、其の精を取り其の糟粕を去つて、我が國文教に資すること將來大なるものあらん。然れどもすべて哲學は其の國民の精神的生活の特色を帯び、其の國民的文化の産物なること、又儒佛二教に見ると一般なれば、取捨宜しきを得ざるべからず。我が國の哲學は我が國體と我が國民道徳との中に具つて、其の近代的發達を俟ちつゝありといふべし。

一六 公民

君國に對しては忠良なる臣民たるを以て盡せり。此

公民

の外別に公民たるものを要せざるに似たり。然るに特に此の名ある所以何ぞや。凡そ社會は分業によりて成り、各自其の職業に従事す。これ各、自己獨特の能を捧げて公共のために盡すべきものなれば、公明忠直の心を以てすべきは論なけれども、同時に又一家の私の存立の資もこれによりて得らるゝなり。然るに立憲法治の制行はれ、又自治機關發達せる今日にあつては、我が帝國臣民は各、其の職に忠なるのみならず、又直接に法の示す所に従つて國家社會公共の生活の機關の運用に參與せざるべからず。此の私の生活には關係なくして、全然公共的なる機關に對して自己の分を盡すを以て公民となす。

公民の道

故に公民の道は正義の愛を以て主眼とす。これ忠良なる臣民の道徳中おのづから含まれるれども、公民たるものは大小公共團體の生活機關についての知識を有し、自己は其の何れの部分に如何やうに與るべきかを知り、その遂行に對して責任を負ひ、かくして公共團體の生活全體に對しても責を分つべし、

先づ國家に對しては兵役・納税の義務を負ひ、代議士選舉の權利を有す。凡そ吾等の一身一家を保護する國家の廣汎なる作用に對し、吾等の直接貢獻して其の作用を遂げしむるは只納税による、納税より得たる財によつて國家の一切の機關は運轉せらる。納税の義務の重大

國家に對する
權利と義務

にして毫末も違ふべからざることを知るべし。次に兵力は對外的に國家の存立する最後の根據にして、又平時産業・通商・海外企業等に對して缺くべからざる保障なり。而してこは只國民の各自その肉體を以てその任に當る外なきものなり。兵役義務の重大なる言を待たずして知るべし。議員選舉權は新に大いに擴張せられ、國民普く此の權利を保有するに至れり。これ國民悉く國政に與るを意味し、實に君民一體なる我が國體の近代的表現といふべし。凡そ代議士は一身の利害は勿論、又一地方一職業・一團體の利害を代表するものにあらずして、國家全體の利害を代表するものなり。されば真正の代議士

たり得と思ふものを、公明正大の精神を以て選舉して、毫も他心あるべからず。選舉に關して正義を守らざる國民は道義に背くのみならず、其の禍近く自家の頭上に降り來るべし。

自治

地方自治についても、自治機關の性質を知り、其の運用の利弊を察し、私黨私利を營む害の恐るべく、公共心の自他の福利を全くすべき所以を知り、互に相戒めて、各責任を果すべし。又地方の教育・産業・消費等に關する諸種の施設、習俗・風紀の改善等について力を致すも公民の任務なりといふを得。

代議政體と政黨政治

代議政體は政黨政治を誘致すること世界の趨勢なり。

輿論

政黨には利弊あれば其の弊を去つて其の利を享けざるべからず。而して其の法他なし、國民一般が正義を愛し、選舉を公平にし、勢の大小、力の強弱に従つて其の嚮ふ所を定めず、成敗を以て正邪を論ぜざるにあり。社會に於ける其の地位、其の職業等の關係に基づいて利害の念を起し、私念を以て公共の事を判斷せんとする如きは、公民の最も戒むべきことなり。

輿論は其の國民の思想感情の反映なり。輿論は國民の政治的見識の發表たると同時に、又よくこれを指導し、政黨の勢力を左右し、かくして國政の上に大いに影響を及ぼす。國民の道德思想健全にして、公私の毀譽褒貶を

誤らず、道德的輿論が社會の不正事を擯斥して、それをし
て存在の餘地なからしめ、眞の名譽と似而非なる名譽と
を混同するなからしめんこと最も望ましき事なり。す
べて人は是非を誤らざる良心を具すれども、又種々の偏
見・私欲より道德的判斷を不純ならしむ。而して人は只
世上多數の意見を以て知らず、評價の標準となす傾
あり。又自己は正しき意見を抱き行を正しくするも、他
人の意見には逆はず、他人の非行を默視することあり。
自ら正しくするは勿論、又人をも正しくするは公民の責
任なり。是非正邪の判斷は正直に發表して誤れる言論
を斥け、不正の行爲を容るゝ餘地なからしめざるべから

眞の輿論

ず。

眞の輿論は國民大多數の眞實懷抱する所の感想の發
表ならざるべからず。而してこれを知らんと欲せば、平
生心を公共の事に寄せ、且つ虚心坦懷以て衆人の希望を
察せざるべからず。其の聲大にして其の實只少數者の
私見を表すものあり、其の聲小にして其の實眞の公論た
るものあり。宣傳に眩惑せられず、眞相を知る明なかる
べからず。

凡そ公民として吾等は公共の事に關する權利を重ん
じ、これを行使することによつて、一般の福利に對する自
己の責を全うすべし。英國の哲學者ヘンリー、シジ井ッ

權利に伴ふ責
任

クは大陸漫遊中代議士選舉の一票を投せんがため、直ちに踵を返して歸國の途に就けりといふ。人動もすれば誤つて自家の便益を主張することを權利の主張となし、私の利害に關係なきことは國法の與へたる權利をも棄てて顧みず。權利とは公的のものにして私的のものにあらず、即ち國家の公共的見地より個人の利害を限定したるものなり。故に權利を主張するには、時として私の便宜を犠牲に供せざるべからず。

一七 道德の力

道德とは何ぞ。生を全うする道これなり。生を全う

道德とは何ぞ

すとは何ぞ。物を生ずるに道あり。春花を開いて秋實を結ぶ。故に物を生ずる道もこの自然に従ふにあり。春夏耕耘に勞苦し、然る後に秋收穫することを得。業は勉むれば成り、怠れば荒む。卑俗なる欲增長すれば、志は卑しく、絶えて高尚なる理想起らず。眼前の逸樂に流るれば向上の勇氣も消耗す。少壯のとき學ばずして、老だ徒に吾が生空虛なるを歎ずるも詮なきことなり。蓋し心も其の發達におのづから順序と時期とあり。年少のときは氣鋭にして、爲さんとする意最も盛んなり。記憶善く、思想も硬化せずして、よく博く知識を容る。或富人曰く、今日巨萬の富を積む。これ初め艱難辛苦を嘗め

て漸く少額の財を爲したるが本なり、其の後は殆ど勢を以て大を致せり。」と。學問・事業の成就もまた此の如くなるべし。青年のとき勦勵刻苦すとも、其の得る所さまで多からざるべし。然れども後年大いに成すの基礎は實に此にあり。故に青年に貴ぶ所は、精神・氣魄を奮起して、安逸・遊惰を恥ぢ、難事に勇むにあり。

人生を全うすとは視ることは明、聽くことは聰、思想は詳密、言は眞實、行は確實なるをいふ。而してこれ萬事成るの道なり。又身體は生理に従つて養はれ、財は入るを計つて出づるを制するによりて理まり、而して家と國とは徳によつて存す。徳とは己達せんと欲して人を達し、

人生を全うする所以

己立たんと欲して人を立つるものなり。人を全うするによつて己を全うす、安固これに過ぐるものなし。人を斃して己を全うせんとす、危きことこれより甚しきはなし。一身に於ても然り、國に於てもまた然り。故に親を全うするは子として己を全うするなり、子を全うするは親として己を全うするなり、よく生徒を教ふるは教師として己を全うするなり。すべてよく其の職務を全うするは社會のために盡すことにして、同時に身を立つる所になり。人の世話にならぬとは人の世話をすることなり。蓋し何にまれ社會に有用の事をなして一身は立ちゆくものなれば、他人の道具となつてこそ吾は一箇獨立

獨行の人となり得るなれ。すべて人は互に他の役に立つやうに生れ來れるなり。かくの如くして人にも善く吾にも善し。これを人生を全うすといふなり。眼前の欲を満足せしめて終身の計をなさざれば、一身を全うすといふべからず。一身の計のみをなして他人を顧みざるものは、人生を全うすといふべからず。

身體は強健なるを欲すれども、強健の身以て善をなすべく又惡をなすべし。強健にして惡をなすは、病弱にして惡をなし得ざるに如かず。知識・技能を有用の材といふは、公益を進め人生を利するが故なれば、若しこれを用ひて私利を營み或は惡事を計らば、寧ろ無智無能の害無

信を以て本とす

きに如かず。富國強兵なりとも信義を失ひ他を侵害せば、早晚衰滅を免れざること、古今の歴史の證する所なり。故に身體の健康も富の増殖も、科學・技術も、才能・智略も皆これを善のために用ふる道德心を主となさざれば、其の價值ある所以を知らざるなり。之に反して道德あるものは不節制にして身を害することなかるべく、遊惰安逸にして貧窮に陥ることなかるべく、或は怠慢にして智能の修得を忽にすることなかるべし。故に國に道德盛んなれば、國民皆健康にして富み、才能知識ありて且つよく和親し、私のために公を害することなし。外國に對してはよく信を以て交り、事あるときは忠勇の精神を奮つて

知識も道德に
歸着す

君國を護る。孔子謂へらく、國の存立するには兵と食と
信とを要すれども、信を以て根本とす」と。
學校は知識を修得する所なり。科學は萬有の真相を
我が心に會得して、毫も臆測空想を交へざるを期するが
故に眞實の徳を養ふものなり。數學は理の嚴正にして
些の僞瞞を容れざるを教ふ。歴史は國の興廢存亡する
所以を事實によつて教へ、心を古今悠久の上に馳せて理
想を高くせしむ。言語は内思ふ所を外に表すものなれ
ば最も眞實の徳を養ひ、思想を精練するものなり。文學
藝術は性情を純正に發露して人情の眞に接せしめ、或は
萬象の美を描いて名利の巷を超脱せしむ。故にすべて

の知識は皆道德に歸着するを知るべきなり。

中等修身書

卷五 終

中華書局發行



大正十五年三月十日印
大正十五年六月十五日發
大正十五年六月二十日訂正再版發行

中等修身書	大正十六年定價
卷一。二 金貳拾五錢	金四拾參錢
卷三。四 金貳拾四錢	金四拾壹錢
卷五 金貳拾九錢	金四拾九錢

著者 西 西 郎

發印者兼 東京市神田區表神保町二番地 鈴木常次郎

發行者 大阪市東區博勞町五丁目五拾六番地 鈴木常松



發行所

東京市神田區表神保町二番地
振替口座(東京二六四番)
大阪市東區博勞町五丁目五拾六番地
振替口座(大阪四七一番)

東京修文館
大阪修文館

